

上下水道 だより

特集

上下水道局が変わります！

1. 平成28年4月1日から組織体制が見直されます。

旧体制

総務課
財務課
業務課
水道工務課
浄水課
下水道工務課
下水浄化センター
雨水事業対策室
諸富事務所
大和事務所
富士事務所
三瀬事務所
川副事務所
東与賀事務所
久保田事務所



新体制

水循環部

総務課
財務課
業務課 — 川副事務所
水道工務課
浄水課
下水道工務課
雨水事業対策室

下水プロジェクト推進部

下水道施設課
下水エネルギー推進室

■各事務所が廃止されます。

※川副支所には下水道部門である川副事務所が業務課内の係として設置されます。

2. 見直しに伴い受付窓口の一部が変更されます。

- 支所再編に伴い各支所環境課（三瀬のみ市民サービス課）が窓口となっていた手続きについて、上下水道局が窓口となります。
- また、料金の支払いについては、今後とも各支所の『市民サービスグループ』で手続きができますが、各支所によって支払できるものの条件が変わります。

詳しくは次のページをご覧ください！

上下水道局が変わります！

平成28年4月1日から支払いや各種受付の窓口が変わります。

支所	水道料金	下水道使用料		下水道受益者 負(分)担金
		下水道	市営浄化槽	
大和支所	○	○	○	○※2
富士支所	○※1	○※1	○※1	○※2
三瀬支所	—	—	○※1	○※2
諸富支所	佐賀東部水道企業団			○※2
川副支所				○
東与賀支所				○※2
久保田支所	西佐賀水道企業団		○※1	○※2
上下水道局	○※2	○※2	○※2	○※2

○：支払いの手続きができます。

※1 地区内の納付書を持参された方のみお支払いができます。

※2 全ての地区の納付書のお支払いができます。

納付書の期限にご注意ください。
各種料金の支払いについて
各支所での支払いについて、左表でご確認ください。
なお、納付期限を過ぎた時は、次の窓口でお手続きください。

■上下水道局2階（お客様センター）
■佐賀市役所1階（30番窓口）
■大和支所
■川副支所（下水道受益者負(分)担金のみ）



佐賀市上下水道局
マスコットキャラクター
さがっば潤くん

出向く手間が省けます。 電話でできる届出について

連絡先	C	B	A
	西佐賀水道企業団	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
	☎ 68・2225	☎ 30・6212	☎ 33・1313

次の届出については、電話で手続きができます。

■使用開始・中止届
転入・転居等による異動の届出

■地下水ご利用世帯の世帯人数変更届
公共下水道接続（市営浄化槽を除く）で地下水をご利用の一般世帯の場合のみ（久保田地区は上下水道局へご連絡ください）。

■下水道使用休止届
工事での解体・建替・リフォーム等により下水流入がない場合

お住まいの 地区	新しい受付場所		
	水道	下水道	市営浄化槽
大和地区	A	A	A
富士地区	A	A	A
三瀬地区	—	—	A
諸富地区	B	B※3 A※4	B※3 A※4
川副地区	B	B※3 A※4	B※3 A※4
東与賀地区	B	B※3 A※4	B※3 A※4
久保田地区	C	C※3 A※4	A※4

受付場所
A～Cについて

A：佐賀市上下水道局
 B：佐賀東部水道企業団
 C：西佐賀水道企業団

受付場所をご確認ください。
各種申請・届出について
各種申請・届出については各支所で受付ができません。地区により受付場所が変わりますので左表でご確認ください。
なお、申請内容は下記のとおりです。

◇申請内容◇

※3 異動等の手続き一覧

項目	手続きの種類
下水道	■使用開始・中止届
	■口座振替依頼書
	■下水道使用休止届
市営 浄化槽	■市営浄化槽使用開始届・中止届
	■口座振替依頼書
	■市営浄化槽使用休止届

ご利用地区により受付場所が変わります。

※4 使用等の手続き一覧

項目	手続きの種類
下水道	■下水道使用廃止届
	■地下水等使用届
	■地下水ご利用世帯の世帯人数変更届
	■水洗便所改造資金あっせん制度
市営 浄化槽	■排水設備確認申請、工事完了届
	■市営浄化槽使用廃止届
	■設置、帰属申請
	■市営浄化槽に関する相談
	■水洗便所改造資金あっせん制度
	■排水設備確認申請、工事完了届

全て佐賀市上下水道局での受付となります。

申請先・問い合わせ
お客様センター
☎ 33・1313



申請書の提出が必要です！

寒波による水道料金の特別減免措置について

1月24・25日の寒波において水道管等の破損による漏水が多く発生していることについて、水道料金の特別減免措置を行います。

■対象地区

佐賀地区・大和地区・富士地区

■減免対象

修繕工事完了後に申請いただいたお客様の上下水道料金（露出管、給水器具等からの漏水も対象）。

■手続き方法

水道料金減免申請書を提出してください。郵送でも受付けています。

申請書は上下水道局、市役所1階30番窓口で準備しています（工事店によっては申請書をお持ちです）。

佐賀市指定給水装置工事業業者（以下、指定工事店）以外で修理をした場合（個人修理を含む）は、修理状況がわかる写真を添付してください。

また、上下水道局ホームページでも制度の詳細な内容を掲載しています。

※諸富地区・川副地区・東与賀地区は佐賀東部水道企業団（☎30・6212）、久保田地区は西佐賀水道企業団（☎68・2225）へ問い合わせください。

申請先・問い合わせ

業務課
☎33・1313

浄化槽で快適な生活を！

市営浄化槽の設置と帰属について

市営浄化槽の設置

■対象地区（浄化槽区域）

公共下水道・農業集落排水（含予定）区域以外の佐賀市全域

■工事

本体工事は、上下水道局が実施します。

トイレの改造や排水設備工事、単独処理浄化槽の廃止等は個人負担となります。個人負担分については、排水設備指定工事店から見積もりをお取りください。

■受益者分担金

一般住宅（10人槽以下）の場合、浄化槽本体設置費の約2割が個人負担（分担金）となります。

受益者分担金一覧表

住宅の延床面積	規模	分担金額
130㎡以下（約40坪）	5人槽	12万円
130㎡を超える場合	7人槽	15万円
2世帯住宅など	10人槽	20万円
併用住宅・事業所など	11人槽以上	標準工事費の4割

問い合わせ

下水道工務課浄化槽係
☎34・5047

合併処理浄化槽の帰属

浄化槽区域で、合併処理浄化槽を既にご利用の方は、浄化槽を上下水道局に帰属することができます。帰属された浄化槽は、市営浄化槽として維持管理を行います。

これにより個人で維持管理した場合と比較してお得になる場合があります。

ただし、帰属には生活排水を適切に処理する能力を有するなど条件があります。

市営浄化槽の使用料

人槽によって決まります。設置及び帰属後は、月々の使用料で上下水道局が保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行います。

使用料一覧表

規模	月額使用料（税込）
5人槽以下	2,571円
6～7人槽	3,086円
8～10人槽	4,114円
11人槽以上	問い合わせ下さい。

※使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

平成26年度の年平均値 水質検査結果についてお知らせします。

水質基準項目	水質基準値	水質検査結果（平均値）			
		神野浄水場	佐賀東部水道 企業団受水	川上浄水場	春日浄水場
一般細菌	1mL中 100個以下	0個	0個	0個	0個
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.001mg/L 未満	0.001mg/L 未満	0.001mg/L 未満	0.001mg/L 未満
総トリハロメタン※1	0.1mg/L 以下	0.01mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L 未満	0.01mg/L 未満
アルミニウム及び その化合物	0.2mg/L 以下	0.02mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L 未満	0.01mg/L 未満
硬度（カルシウム、 マグネシウム等）※2	300mg/L 以下	30mg/L	45mg/L	53mg/L	85mg/L
蒸発残留物	500mg/L 以下	72mg/L	133mg/L	117mg/L	172mg/L
有機物（全有機炭素 （TOC）の量）	3mg/L 以下	0.3mg/L 未満	0.6mg/L	0.3mg/L 未満	0.3mg/L 未満
pH値	5.8～8.6	7.5	7.5	7.2	7.6

※1 消毒副生成物の一種で、発生量は塩素投入量と原水中の有機物の量に比例します。

※2 水の中に溶けているカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を炭酸カルシウムに換算したものです。

各浄水場の主な水質基準項目の測定結果をお知らせします。
紙面の都合により項目の一部だけを掲載していますが、上下水道局ホームページには全項目（51項目）の結果を公表しています。
ここに掲載していないものも含めて、すべての項目において水質基準値を大幅に下回っています。

計画を立てて行っています。 平成28年度水質検査計画



問い合わせ
浄水課水質管理室
☎ 33・1334

「水質検査計画」とは、年間を通じて行う水道水や水道原水の水質検査について、具体的な検査項目、検査頻度と検査箇所等を取り決めたものです。これに従い水質検査を実施することで、安全性を確認することができます。

■検査項目
法律で検査が義務付けられている検査項目以外にも、独自の判断で検査を実施します（約200項目）。

また、検査項目は省略可能とされる項目も、安全性の確認のため省略せず実施します（送水過程で濃度変化のない一部の項目は浄水場でのみ測定します）。

■検査箇所
検査箇所は、原水、処理工程水、送り出し浄水、市内給水栓（蛇口15箇所）です。
水質検査計画の詳細については、以下でご覧いただけます。

■上下水道局ホームページ
<http://www.water.saga.saga.jp>

■上下水道局（2階業務課窓口）
■市役所1階30番窓口（水道コーナー）
水質検査計画に関するご質問、その他水道水質に関するご相談は、佐賀市上下水道局浄水課水質管理室までご連絡ください。

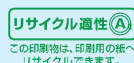
その他 問い合わせはこちらへ

- 転入転出や名義変更の手続きに関すること
- 水道料金や下水道使用料、給排水設備に関すること
- 浄水のしくみ・水質に関すること
- 水道管の漏水や水道工事に関すること
- 下水道区域、計画に関すること
- 下水道工事に関すること
- 市営浄化槽に関すること
- 予算、契約に関すること
- その他の問い合わせ
- ☆諸富町・川副町・東与賀町の水道に関すること全般
- ☆久保田町の水道に関すること全般

- 業務課（お客様センター） ☎ 33-1313
- 業務課（お客様センター） ☎ 33-1313
- 浄水課 ☎ 33-1334
- 水道工務課 ☎ 33-1332
- 下水道工務課計画室 ☎ 33-1333
- 下水道工務課整備一係、整備二係 ☎ 34-5033
- 下水道工務課浄化槽係 ☎ 34-5047
- 財務課 ☎ 33-1331
- 総務課 ☎ 33-1330
- ☆佐賀東部水道企業団営業課 ☎ 30-6212
- ☆西佐賀水道企業団 ☎ 68-2225

編集・発行／佐賀市上下水道局 総務課 ☎ 849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号

TEL(0952)33-1330／FAX(0952)33-1315 ホームページ <http://www.water.saga.saga.jp>



この冊子は1部あたり約3.2円で作成しています。（ただし人件費などの間接費は含まれていません。）